

株主各位

第22回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

2022年6月2日

株式会社 エーアンドエー マテリアル

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.aa-material.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 9社
- (2) 連結子会社の名称 アスク・サンシンエンジニアリング株式会社、株式会社アスクテクニカ、朝日珪酸工業株式会社、関東浅野パイプ株式会社、株式会社エーアンドエー茨城、株式会社エーアンドエー大阪、エーアンドエー工事株式会社、アスクテクニカインドネシア (P.T.Ask Technica Indonesia) アスク沖縄株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、アスクテクニカインドネシア (P.T.Ask Technica Indonesia) は12月31日であり、他の8社は3月31日であります。

なお、連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社については、当該決算日現在の計算書類を使用して、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品・原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法

未成工事支出金 個別法による原価法

(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は建物及び構築物が7～45年、機械装置及び運搬具が4～12年であります。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 完成工事補償引当金

請負に係る工事の引渡し後の補修サービスの費用の支出に備えるため、補修サービス費用見込額を計上しております。

④ 受注工事損失引当金

当連結会計年度末において見込まれる未引渡工事の損失発生に備えるため、当該見込額を計上しております。

- ⑤ 訴訟損失引当金
訴訟に対する損失に備えるため、係争中の案件に対し、事実関係や訴訟の進行状況等を考慮して、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
- ⑥ 役員株式給付引当金
役員株式給付規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
- ① 製品の販売に係る収益
当社グループは、主に不燃建築材料、非金属伸縮継手、保温保冷断熱材、自動車用を主とした摩擦材、シール材の製造、販売を行っております。
これらの製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品の引渡時点で収益を認識しております。
また、収益は顧客との契約において約束された対価から、リベート、販売奨励金等を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。
- ② 工事請負契約
当社グループは、主に不燃建築材料、鉄骨耐火被覆、保温・保冷工事の設計、施工を行っております。
これらの工事の施工については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。
取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。
- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- 1) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- 2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
- 3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年3月31日公布法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来、販売費及び一般管理費として計上していた販売奨励金については、顧客に支払われる対価として、売上高から減額する方法に変更しております。また、従来、工事契約については工事完成基準を適用しておりましたが、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は576百万円減少し、売上原価は473百万円減少し、販売費及び一般管理費は102百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

なお、「収益認識に関する会計基準」等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」及び「完成工事未収入金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」、「完成工事未収入金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「為替差益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「為替差益」は20百万円であります。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「固定資産除却損」は4百万円であります。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損に係る見積りについて

当社グループは連結計算書類の作成にあたり、固定資産のグルーピングを行い減損の兆候を判定しております。兆候があると判定された資産は減損損失の認識の要否を判定し、その必要があると判定された場合は、金額を測定し連結計算書類へ減損損失として計上しております。

なお、当連結会計年度の連結損益計算書に計上した減損損失144百万円は、特別損失の事業撤退損に含めて表示しております。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	144百万円
有形固定資産	17,671百万円
無形固定資産	418百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

新型コロナウイルス感染症の収束時期については未だ不透明な状況であり、当社グループの事業活動への影響は、今後も一定期間継続するものと仮定しておりますが、固定資産の減損の見積りに重要な影響はないものとして会計処理を行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期等の見積りには極めて高い不確実性を伴うため、当該影響が想

定以上に長期化・深刻化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性の見積りについて

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）で示されている会社の分類、一時差異の将来解消見込年度のスケジューリングなど将来の課税所得の十分性を考慮して繰延税金資産を計上しております。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 189百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

新型コロナウイルス感染症の収束時期については未だ不透明な状況であり、当社グループの事業活動への影響は、今後も一定期間継続するものと仮定しておりますが、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響はないものとして会計処理を行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期等の見積りには極めて高い不確実性を伴うため、当該影響が想定以上に長期化・深刻化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 訴訟損失引当金の見積りについて

当社は2022年3月期末現在において、建設作業などに従事してアスベスト関連疾患に罹患したとする者を原告、国及び当社を含めた企業を被告とし、国に対しては国家賠償法に基づき、企業に対しては民法等による建築作業従事者へ石綿の危険性を警告表示する義務を怠った等として、損害賠償を求める訴訟の提起を受けております。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社は当連結会計年度の連結損益計算書に訴訟損失引当金戻入額19百万円、訴訟損失引当金繰入額5百万円を計上しており、損害賠償金198百万円を支払うとともに訴訟損失引当金を503百万円取崩した結果、2022年3月31日現在、連結貸借対照表に訴訟損失引当金50百万円を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は高等裁判所の判決および最高裁判所の判決等を契機に、その判決書等の内容に基づき、連帯債務における負担額算定の仮定も含め、訴訟による損失が発生する可能性が高く金額を合理的に見積ることができると判断したうえで会計処理および注記をしております。

1) 横浜第1陣集団訴訟

原告の上告に対し、2021年5月17日最高裁判所から、その一部につき、損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払を命ずる判決の言渡しがあり、その一部につき、原判決は破棄され審理は差し戻しとなりました。これにより、各企業間で連帯債務とされた損害賠償金等の負担額を協議し、訴訟損失引当金戻入額17百万円を計上しております。

また、判決が確定した原告に対して、損害賠償金及び遅延損害金127百万円を支払うとともに訴訟損失引当金を同額取崩しております。

2) 東京第1陣集団訴訟

2018年3月14日東京高等裁判所から、1審判決と同様に企業に対する損害賠償は認めない判決の言渡しがありました。これに対する原告の上告につき、2021年5月17日最高裁判所から判決の言渡しがあり、原判決は破棄され審理は差し戻しとなりました。

3) 福岡第1陣集団訴訟

当社の上告に対し、2022年2月9日最高裁判所より上告棄却・不受理決定がなされました。これにより、各企業間で連帯債務とされた損害賠償金等の負担額を協議し、訴訟損失引当金繰入額5百万円を計上しております。

また、原判決が確定した原告に対して、損害賠償金及び遅延損害金71百万円を支払うとともに訴訟損失引当金を同額取崩しております。

4) 横浜第2陣集団訴訟

当社の上告に対し、2022年2月9日最高裁判所より、その一部につき、上告が受理され、その一部につき、上告棄却・不受理決定がなされました。これにより、各企業間で連帯債務とされた損害賠償金等の負担額を協議し、訴訟損失引当金戻入額1百万円を計上し、訴訟損失引当金304百万円を取崩しております。

なお、原判決が確定した原告に対して、2022年4月28日に損害賠償金及び遅延損害金304百万円を支払いしております。

また、上告が受理された部分については、係属中となりますが、原判決どおりに確定した場合に備え訴訟損失引当金50百万円を計上しております。

上記に記載のとおり個々の高等裁判所の支払いを命ずる判決については、訴訟損失引当金を計上しておりますので、最高裁判所の判決が確定した場合においても、損益に与える影響は一定の範囲にとどまるものと考えております。

なお、今後の見積りについては不確実性を伴うため、翌連結会計年度において、新たな訴訟、新たな判決の確定等により、訴訟損失引当金の計上の必要性が生じた場合には、同期間における連結計算書類に影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に係る債務

工場財団

土地 8,917百万円

建物及び構築物 705百万円

機械及び装置 1,061百万円

計 10,684百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金 200百万円

長期借入金 5百万円

(1年内返済予定の長期借入金 5百万円を含む)

計 205百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 20,731百万円

3. 土地の再評価

連結計算書類作成会社は土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、2002年3月31日に事業用土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行う方法により算出
- ・再評価を行った年月日 2002年3月31日
- ・同法律第10条に定める再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

104百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 石綿健康障害補償金

石綿による健康障害により死亡、あるいは治療中の方で労災認定され、当社事業との因果関係が特定された方に対する補償金であります。

2. 事業撤退損

耐火二層管事業の撤退に伴う損失として347百万円を事業撤退損として特別損失に計上しております。その内訳は、棚卸資産の評価損135百万円、固定資産の減損損失144百万円、退職加算金19百万円、その他47百万円であります。

なお、減損損失の内訳は下記のとおりです。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
埼玉県熊谷市	製造設備	建物及び構築物	48
		機械装置及び運搬具	94
		その他	1
		計	144

当社グループは、事業用資産については、事業所単位を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っております。

上記設備については、事業撤退後の利用計画がないため、帳簿価額を当該資産の回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として事業撤退損に含めております。

当該製造設備の回収可能価額は、正味売却価額等により算定しており、正味売却価額はゼロとして評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	発行済株式の種類
	普通株式
当連結会計年度期首株式数（株）	7,778,000
当連結会計年度増加株式数（株）	—
当連結会計年度減少株式数（株）	—
当連結会計年度末株式数（株）	7,778,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払金額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	193	25	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月8日 取締役会	普通株式	155	20	2021年9月30日	2021年12月1日

注1 2021年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式127,300株に対する配当金3百万円が含まれております。

注2 2021年11月8日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式107,600株に対する配当金2百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2022年6月29日開催予定の定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

- | | |
|-------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 193百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たりの配当額 | 25円 |
| ④ 基準日 | 2022年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2022年6月30日 |

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式107,600株に対する配当金2百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、売掛金、電子記録債権、完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。
(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
① 投資有価証券 その他有価証券	435	435	—
資産計	435	435	—
② 短期借入金	5,891	5,891	△0
③ 長期借入金	116	115	△0
負債計	6,008	6,007	△1

注1 現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、完成工事未収入金、支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

注2 市場価格のない非上場株式（連結貸借対照表計上額46百万円）は、「①投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融資産の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	435	—	—	435
資産計	435	—	—	435

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	—	5,891	—	5,891
長期借入金	—	115	—	115
負債計	—	6,007	—	6,007

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

短期借入金

短期借入金に含まれる1年内返済予定の長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、神奈川県その他の地域において賃貸用のオフィスビル（土地を含む）と遊休不動産を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,798	1,712

注1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

注2 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいた金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

2,048円89銭

1株当たり当期純利益

125円37銭

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、建設・建材事業、工業製品・エンジニアリング事業及びその他の事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類は、不燃建築材料、非金属性伸縮継手、保温保冷断熱材、自動車用を主とした摩擦材、シール材の販売及び不燃建築材料、鉄骨耐火被覆、保温・保冷工事の設計、施工であり、収益認識の時期を分解した情報は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	建設・建材事業	工業製品・ エンジニアリング事業	その他	計
売上高				
一時点で移転される財	10,898	7,489	—	18,388
一定の期間にわたり 移転される財	4,938	12,542	—	17,480
顧客との契約から 生じる収益	15,837	20,032	—	35,869
その他の収益	—	—	54	54
外部顧客への売上高	15,837	20,032	54	35,923

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「3.会計方針に関する事項」の「(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	9,030
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	9,650
契約資産（期首残高）	1,402
契約資産（期末残高）	1,585
契約負債（期首残高）	365
契約負債（期末残高）	401

契約資産は、工事請負契約による工事の施工について、履行義務の充足に係る進捗度に基づいて認識した収益に係るものであり、契約負債は、工事請負契約における顧客からの前受金であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(注) 連結計算書類の記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は建物が10～45年、構築物が10～35年、機械及び装置が4～12年、工具、器具及び備品が3～15年であります。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (11年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から費用処理しております。

(4) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、係争中の案件に対し、事実関係や訴訟の進行状況等を考慮して、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

(5) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(6) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、翌事業年度以降に当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益

当社は、主に不燃建築材料、非金属伸縮継手、保温保冷断熱材の販売を行っております。

これらの製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、リベート、販売奨励金等を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年3月31日公布法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来、販売費及び一般管理費として計上していた販売奨励金については、顧客に支払われる対価として、売上高から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は102百万円減少し、販売費及び一般管理費は102百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損に係る見積りについて

当社は計算書類の作成にあたり、固定資産のグルーピングを行い減損の兆候を判定しております。兆候があると判定された資産は減損損失の認識の要否を判定し、その必要があると判定された場合は、金額を測定し計算書類へ減損損失として計上しております。

なお、当事業年度の損益計算書に計上した減損損失157百万円の内、149百万円は、特別損失の事業撤退損に含めて表示しております。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	157百万円
有形固定資産	4,124百万円
無形固定資産	61百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

新型コロナウイルス感染症の収束時期については未だ不透明な状況であり、当社の事業活動への影響は、今後も一定期間継続するものと仮定しておりますが、固定資産の減損の見積りに重要な影響はないものとして会計処理を行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期等の見積りには極めて高い不確実性を伴うため、当該影響が想定以上に長期化・深刻化した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性の見積りについて

当社は、繰延税金資産の回収可能性について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）で示されている会社の分類、一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリングなど将来の課税所得の十分性を考慮して繰延税金資産を計上しております。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 628百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

新型コロナウイルス感染症の収束時期については未だ不透明な状況であり、当社の事業活動への影響は、今後も一定期間継続するものと仮定しておりますが、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響はないものとして会計処理を行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期等の見積りには極めて高い不確実性を伴うため、当該影響が想定以上に長期化・深刻化した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 訴訟損失引当金の見積りについて

当社は2022年3月期末現在において、建設作業などに従事してアスベスト関連疾患に罹患したとする者を原告、国及び当社を含めた企業を被告とし、国に対しては国家賠償法に基づき、企業に対しては民法等による建築作業従事者へ石綿の危険性を警告表示する義務を怠った等として、損害賠償を求める訴訟の提起を受けております。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は当事業年度の損益計算書に訴訟損失引当金戻入額19百万円、訴訟損失引当金繰入額5百万円を計上しており、損害賠償金198百万円を支払うとともに訴訟損失引当金を503百万円取崩した結果、2022年3月31日現在、貸借対照表に訴訟損失引当金50百万円を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は高等裁判所の判決および最高裁判所の判決等を契機に、その判決書等の内容に基づき、連帯債務における負担額算定の仮定も含め、訴訟による損失が発生する可能性が高く金額を合理的に見積ることができるか否かを判断したうえで会計処理および注記をしております。

1) 横浜第1陣集団訴訟

原告の上告に対し、2021年5月17日最高裁判所から、その一部につき、損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払を命ずる判決の言渡しがあり、その一部につき、原判決は破棄され審理は差し戻しとなりました。これにより、各企業間で連帯債務とされた損害賠償金等の負担額を協議し、訴訟損失引当金戻入額17百万円を計上しております。

また、判決が確定した原告に対して、損害賠償金及び遅延損害金127百万円を支払うとともに訴訟損失引当金を同額取崩しております。

2) 東京第1陣集団訴訟

2018年3月14日東京高等裁判所から、1審判決と同様に企業に対する損害賠償は認めない判決の言渡しがありました。これに対する原告の上告につき、2021年5月17日最高裁判所から判決の言渡しがあり、原判決は破棄され審理は差し戻しとなりました。

3) 福岡第1陣集団訴訟

当社の上告に対し、2022年2月9日最高裁判所より上告棄却・不受理決定がなされました。これにより、各企業間で連帯債務とされた損害賠償金等の負担額を協議し、訴訟損失引当金繰入額5百万円を計上しております。

また、原判決が確定した原告に対して、損害賠償金及び遅延損害金71百万円を支払うとともに訴訟損失引当金を同額取崩しております。

4) 横浜第2陣集団訴訟

当社の上告に対し、2022年2月9日最高裁判所より、その一部につき、上告が受理され、その一部につき、上告棄却・不受理決定がなされました。これにより、各企業間で連帯債務とされた損害賠償金等の負担額を協議し、訴訟損失引当金戻入額1百万円を計上し、訴訟損失引当金304百万円を取崩しております。

なお、原判決が確定した原告に対して、2022年4月28日に損害賠償金及び遅延損害金304百万円を支払いしております。

また、上告が受理された部分については、係属中となりますが、原判決どおりに確定した場合に備え訴訟損失引当金50百万円を計上しております。

上記に記載のとおり個々の高等裁判所の支払いを命ずる判決については、訴訟損失引当金を計上しておりますので、最高裁判所の判決が確定した場合においても、損益に与える影響は一定の範囲にとどまるものと考えております。

なお、今後の見積りについては不確実性を伴うため、翌事業年度において、新たな訴訟、新たな判決の確定等により、訴訟損失引当金の計上の必要性が生じた場合には、同期間における計算書類に影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

工場財団	
建物	82百万円
構築物	4百万円
機械及び装置	117百万円
土地	151百万円
計	355百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	200百万円
計	200百万円

(注) 一部子会社の工場財団の担保提供を受けております。
子会社の工場財団を組成している簿価は10,329百万円であります。
なお、担保提供を受けている子会社には担保されている債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,390百万円

3. 保証債務

朝日珪酸工業株式会社のリース契約172百万円に対し、保証を行っております。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	3,016百万円
短期金銭債務	6,281百万円
長期金銭債務	0百万円

5. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、2002年3月31日に事業用土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行う方法により算出
- ・再評価を行った年月日 2002年3月31日
- ・同法律第10条に定める再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 104百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	766百万円
仕入高	5,602百万円
販売費及び一般管理費	99百万円
営業取引以外の取引による取引高	49百万円

2. 石綿健康障害補償金

石綿による健康障害により死亡、あるいは治療中の方で労災認定され、当社事業との因果関係が特定された方に対する補償金であります。

3. 事業撤退損

耐火二層管事業の撤退に伴う損失として170百万円を事業撤退損として特別損失に計上しております。その内訳は、棚卸資産の評価損21百万円、固定資産の減損損失149百万円等であります。

なお、減損損失の内訳は下記のとおりです。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
埼玉県熊谷市	製造設備	建物及び構築物	101
		機械装置及び運搬具	46
		その他	1
		計	149

当社は、事業用資産については、事業所単位を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っております。

上記設備については、事業撤退後の利用計画がないため、帳簿価額を当該資産の回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として事業撤退損に含めております。

当該製造設備の回収可能価額は、正味売却価額等により算定しており、正味売却価額はゼロとして評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度末における自己株式の種類及び株式数

	自己株式の種類
	普通株式
当事業年度期首株式数 (株)	146,081
当事業年度増加株式数 (株)	312
当事業年度減少株式数 (株)	19,700
当事業年度末株式数 (株)	126,693

(注) 自己株式の株式数には、株式給付信託 (BBT) にかかる信託口が保有する当社株式 (当事業年度期首127,300株、当事業年度末107,600株) を含めております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

312株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式給付信託(BBT)における給付による減少

19,700株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	592百万円
減損損失	413百万円
関係会社株式等評価損	524百万円
訴訟損失引当金	15百万円
賞与引当金	58百万円
棚卸資産評価損	14百万円
会員権等評価損	17百万円
役員株式給付引当金	15百万円
貸倒引当金	26百万円
その他	192百万円
繰延税金資産小計	1,872百万円
評価性引当額	△1,211百万円
繰延税金資産合計	661百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△32百万円
土地再評価差額金	△207百万円
繰延税金負債合計	△239百万円
繰延税金資産（負債）の純額	421百万円

(注) 繰延税金資産及び負債は貸借対照表の下記科目に含めて表示しております。

固定資産—繰延税金資産	628百万円
固定負債—再評価に係る繰延税金負債	△207百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	アスク・サンシンエンジニアリング(株)	神奈川県横浜市	450	工業製品・エンジニアリング事業	所有 直接 100.00	保温保冷工事の施工 CMSによる 資金貸借	CMSによる資金貸借(借入増)(注1)	282	短期借入金	1,434
							研究受託	10	未収入金	5
子会社	(株)アスクテクニカ	山梨県西八代郡	400	工業製品・エンジニアリング事業	所有 直接 100.00	製品の購入 CMSによる 資金貸借	CMSによる資金貸借(貸付増)(注1)	431	短期貸付金	2,132
							利息の受取	17	未収収益	1
子会社	朝日珪酸工業(株)	大分県大分市	160	工業製品・エンジニアリング事業	所有 直接 100.00	製品の購入 CMSによる 資金貸借 債務の保証	CMSによる資金貸借(預け減)(注1)(注4)	4	預け金	62
							債務保証(注6)	172	-	-
子会社	(株)エーアンドエー茨城	茨城県筑西市	50	建設・建材事業	所有 直接 100.00	製品の購入 CMSによる 資金貸借	CMSによる資金貸借(預け減)(注1)	169	預り金	764
							製品の購入(注2)	2,083	買掛金	265
子会社	(株)エーアンドエー大阪	大阪府高槻市	50	建設・建材事業	所有 直接 100.00	製品の購入 CMSによる 資金貸借 担保の被提供	CMSによる資金貸借(預け減)(注1)	53	預り金	1,571
							製品の購入(注2)	2,366	買掛金	291
							担保受入(注3)	9,466	-	-
子会社	エーアンドエー工事(株)	神奈川県横浜市	400	建設・建材事業	所有 直接 100.00	建築耐火工事の施工 CMSによる 資金貸借	CMSによる資金貸借(借入増)(注1)	212	短期借入金	1,705
子会社	関東浅野パイプ(株)	埼玉県熊谷市	200	建設・建材事業	所有 直接 100.00	製品の購入 CMSによる 資金貸借	CMSによる資金貸借(預け増)(注1)(注5)	97	預け金	63

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 2019年10月1日よりCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)を導入しており、CMS取引の実態を明瞭に開示するために、取引金額は純額表示しております。なお、利率については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注2) 製品購入価格については、市場価格を勘案して毎期交渉の上、決定しております。
- (注3) 担保受入は、当社の金融機関からの借入に対する、子会社の保有する不動産等の担保提供であります。
- (注4) 朝日珪酸工業(株)の債務超過額に対して、貸倒引当金69百万円及び関係会社事業損失引当金263百万円を計上しております。
- (注5) 関東浅野パイプ(株)の債務超過額に対して、貸倒引当金16百万円を計上しております。
- (注6) 朝日珪酸工業(株)とDaigasエナジー(株)とのリース契約に対し、債務保証を行っております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,397円92銭
1株当たり当期純損失	8円9銭

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

- (注) 計算書類の記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。